

四季の郷公園 体験農園の利用規約

農園利用者は、本農園を利用するに当たり、農園管理者が定めた農園利用規約を遵守します。

1. 「四季の郷公園 体験農園」は、農園利用方式の体験型農園です。利用する区画（土地）の貸し借りではなく、決められた区画での農作業を体験するための農園です。市民農園と異なり、栽培する作物の選定などは農園管理者が行います。

利用規約を守れない方、また管理者の指示に従わない方は農園の利用を中止させていただくことがあります。

2. 利用代表者は 18 歳以上の方が対象となります。お子様が来園される場合は大人の方同伴でお願いいたします。お子様のみのご利用はお控えください。

3. 利用者は農園管理者の指示に従い、次の行為は行わないようにしてください。

ア.四季の郷公園への車両の乗り入れ及び周辺の路上での駐車

イ.工作物の設置等、農作業以外の目的への利用

ウ.農園内でのゴミの散乱、野菜くず等の放置、ゴミ等の焼却

エ.異臭、病害虫の発生の恐れのある行為

オ.農園管理者の指定する作物以外の栽培

カ.他の区画を荒らすなど、他の区画の迷惑になる行為

キ.その他公園を損傷する行為

ク.利用区画の転貸

ケ.耕土の搬出

コ.指定場所以外での喫煙

4. 作物を植える場合は、隣の区画との境界から 20 cm 以上離して植えつけてください。

5. 農園の利用については、年度をまたいでの継続利用をお約束できません。ただし、次年度の申込者が定数に満たない場合は継続できるものとします。

6. 利用者が農園の利用を中止する場合は、必ず後片付け、整地をお願いします。

7. 途中解約の場合であっても利用料金の精算、返金はできませんので予めご了承ください。

8. 基本的農作業に必要な農具・種・苗・資材・肥料等は管理者が用意します。ただし、追加で資材を希望する場合は利用者の負担となります。

9. 農園利用による事故、トラブルについては責任を負いかねます。自己責任で各自ケガのないよう心がけてご利用ください。

10. 利用者は利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく、農園の美化に努めるものとします。

利用区画の道路及び区画の周りの雑草は、各利用者で除去してください。

（のり面は農園管理者が管理します）

11. 本農園では、減農薬にて野菜を栽培します。農園内で許可なく薬剤を利用しないようにしてください。

12. 作物の種類や区画によって生育状況が遅い場合があります。独自の判断で追肥等せず、管理者に相談してください。

13. 初回講習時に抽選により利用区画を決定します。なお、欠席者は事務局にて代理で抽選を行います。